

# 第2次有田町総合計画 2018年(H30)～2027年(H39)

## 【計画策定の趣旨】

地域資源を活かした町の発展と住民福祉の推進を図ることを目的に、まちづくりの最も根幹となる計画として策定。

## 【計画の構成と期間】

構成：基本構想と基本計画、実施計画の3層で構成  
 期間：基本構想 10年間  
 基本計画 前期5年間  
 実施計画 3年ローリング

## 基本構想

〈まちの将来像〉

ひとがつながり ひとがつどう  
 世界に誇れるまち 有田

## 〈基本理念〉

### 有田町民憲章

豊かな自然、悠久の歴史、類まれな景観に恵まれた有田町。わたしたちは、世界に誇れるまちの住民として、自覚と責任を持ち、時代を切り開く精神のもと、互いに手を取り合い、明日に向かってたくましく進むことを誓い、ここに憲章を定めます。

- 清流がもたらす みどり豊かな自然に親しみ 美しいまちをつくりましょう
- ふれあいと思いやりを大切にし あたかいい心でもなすまちにしましょう
- 歴史と伝統ある郷土を愛し 互いに学びあう 文化のかおるまちにしましょう
- ふるさとが誇る ものづくりの志を高め 活力のあるまちをつくりましょう
- 共に助け合い 絆を深め 笑顔あふれるまちにしましょう

## 【有田町を取り巻く時代潮流】

- 1 本格的な人口減少社会**
  - ・人口減少と少子高齢化の進行
  - ・高齢者、女性の労働力率の上昇
  - ・結婚から出産、子育てまで切れ目ない支援のニーズ
  - ・生きがいをもち活躍できる環境づくり
- 2 経済環境の変化**
  - ・経済のグローバル化
  - ・輸出や訪日外国人を対象とするマーケットの成長
  - ・6次産業化の推進と、農業と商工業など他分野との連携の高まり
- 3 生活環境の変化**
  - ・自然災害など安全・安心の意識の高まり
  - ・コミュニティの希薄化と“共助”の担い手の減少
  - ・就業環境の変化
  - ・空き家の増加
- 4 公共・行政の環境変化**
  - ・社会保障負担の増大
  - ・行政経営型の行財政システムへの転換
  - ・協働による持続的なサービスの確保

## 【まちづくりに対する町民のニーズ】

- ①住民満足度調査**

重要度が高いのは、「医療体制の整備」「子育て支援の充実」「福祉施策の拡充」「学校教育・幼児教育の充実」が上位。  
 満足度から見た重要課題は「商工業の振興」「観光の推進」「行財政の効率化と強化」が上位。
- ②ありたのあしたアナタカラ**

～住民委員会2018  
 市民討議法の手法を一部取り入れ、無作為抽出によるメンバーなどからなる、およそ100人の委員で「ありたの将来像」を語り合うワークショップ(4回)を実施し、構想策定に反映。  
 ・STEP1…いまの有田を再発見  
 ・STEP2…有田の未来を語る  
 ・STEP3…MAKE！ありた  
 ・STEP4…未来の有田にできること



16の有田町の未来が創造され、

- ・世代を超えたつながりがある
- ・暮らす人がイキイキと支えあう
- ・安心して住む環境が整っている
- ・産業が生み出されている

これらの未来予測を踏まえ、「まちの将来像」を

『ひとがつながり ひとがつどう 世界に誇れるまち 有田』

と定め、この実現を目指していきます。

## 〈目標人口〉

平成39年度(2027年)の  
 将来目標人口  
 19,000人を目指します

- ・出産・子育て支援の継続
- ・社会増人口の確保

| 基本目標1  |
|--|
| 思いやりでつながる心豊かなまち  |
| 住民参画・協働  |
| 【施策1】 住民と行政の協働   |
| (1)協働のまちづくりの推進<br>・政策形成過程への多様な住民参加の推進<br>・行政情報やまちづくり活動情報のきめ細かい提供<br>・大学、企業等との積極的な連携<br>・住民活動と町の事業の連携の推進  |
| (2)まちづくり活動の支援<br>・NPO法人やボランティア団体などの市民公益活動団体の育成・活動支援<br>・あらゆる世代のまちづくり活動への参加の支援と推進   |
| (3)コミュニティ活動の推進<br>・自治会・コミュニティ活動の活性化と連携<br>・地域リーダー、コーディネーターの育成<br>・学校、家庭、地域が連携した交流の推進<br>・集落等のコミュニティ機能の維持・支援  |
| 【施策2】 情報公開と情報化の推進  |
| (1)情報提供の充実<br>・情報公開の推進<br>・広報公開活動の充実<br>・多様なメディアを活用した情報発信の充実とオープンデータの活用  |
| (2)ICT利活用による利便性の向上<br>・高度な行政経営の実現と政策決定の効率化<br>・ICTの潮流を捉えた新たな行政手法の創造<br>・ICTを活用した防災体制の整備<br>・地域の情報化   |
| (3)情報通信基盤の適正化<br>・情報通信基盤の整備と再構築<br>・情報セキュリティ対策の推進  |
| 【施策3】 男女共同参画の推進  |
| (1)男女共同参画社会に向けた基盤づくり<br>・男女共同参画社会に関する幼児期からの意識の形成<br>・男女共同参画社会への意識の啓発<br>・男女間におけるあらゆる暴力の根絶  |
| (2)あらゆる分野での女性の活躍と男女共同参画社会の実現<br>・政策・方針決定の場への女性の参画促進と女性活躍<br>・家庭生活・地域社会での男女共同参画の推進<br>・ワーク・ライフ・バランスの推進<br>・就業を支える労働環境の整備<br>・女性がいきいきと働き続けるための支援<br>・相談体制の充実 |
| 【施策4】 健全な行財政運営の確保  |
| (1)健全な財政運営<br>・収入の確保<br>・コスト意識の徹底による経常的経費の節減<br>・特別会計事業等の自主的な経営に向けた取組強化<br>・受益者負担の適正化  |
| (2)行政改革の推進<br>・行政評価(事務事業評価)の推進による経営の効率化<br>・行政機構・事務の効率化と職員定数適正の充実<br>・職員の能力開発の推進   |
| (3)公共施設マネジメント(経営・管理)の推進<br>・公共施設等総合管理計画に基づく適正な公共施設配置<br>・民間活力を導入した財産活用   |
| (4)広域連携の推進<br>・他自治体との連携、協力の充実<br>・産官学連携の推進   |

| 基本目標2  |
|--|
| 世代を超え楽しく安心して暮らしやすいまち   |
| 福祉保健・医療  |
| 【施策5】 生涯を通じた健康づくり施策の拡充   |
| (1)生活習慣病予防対策の推進<br>・健康づくり啓発活動の推進<br>・健康診査推進体制の充実<br>・運動習慣の確立及び推進<br>・栄養・食生活改善推進事業の充実   |
| (2)心の健康づくり対策の充実<br>・心の健康づくり事業の推進   |
| (3)健康づくり支援対策の充実<br>・健康づくり団体の育成と活動支援<br>・健康づくり支援体制の推進                                   |
| 【施策6】 福祉施策の拡充  |
| (1)共に生きる社会づくり<br>・啓発、情報の発信   |
| (2)地域福祉の充実<br>・地域福祉の推進<br>・福祉ボランティアの育成<br>・生活困窮者の自立支援                                  |
| (3)高齢者福祉の充実<br>・健康と生きがいづくりの推進<br>・在宅福祉の充実<br>・認知症施策の推進<br>・医療と介護の連携推進                  |
| (4)障がい者福祉の充実<br>・生活環境の整備<br>・自立生活の支援<br>・差別の解消   |
| 【施策7】 医療体制の充実  |
| (1)伊万里有田共立病院における医療機能の充実<br>・救急体制及び医療情報の拡充  |
| (2)災害医療体制の充実<br>・連携協力体制の構築   |
| (3)地域医療機能との機能分担と連携<br>・医療連携の強化<br>・医療情報の共有化<br>・かかりつけ医の普及、啓発<br>・医療相談体制の充実             |
| (4)医療情報の発信<br>・広報活動の充実   |
| (5)福祉・介護との連携<br>・医療と介護の連携推進  |
| 【施策8】 少子化対策と子育て支援の充実   |
| (1)若い世代が結婚できる環境づくり<br>・結婚活動の支援   |
| (2)安心して妊娠・出産ができる環境づくりと子どもの健康づくり<br>・小児保健医療の充実<br>・子どもや母親の健康確保<br>・食育の推進<br>・思春期保健対策の充実 |
| (3)地域で支える子育て支援の充実<br>・交流や相談の場及び情報提供の充実<br>・子どもを見守るネットワークづくり                            |
| (4)仕事と子育ての両立支援<br>・保育サービスの充実<br>・男女共同参画の推進   |
| (5)安全・安心な環境の整備<br>・公園や施設、遊び場の整備<br>・保育施設等の整備<br>・保育士等確保対策への取組の充実                       |
| (6)生活基盤の支援<br>・保育料や子ども医療費など経済的負担の軽減<br>・ひとり親家庭への自立支援                                   |

| 基本目標3  |
|--|
| 安全安心で、自然と共存できるクリーンなまち  |
| 生活環境基盤   |
| 【施策9】 生活環境の充実と整備   |
| (1)循環型社会の構築<br>・ゴミの減量化<br>・廃棄物の再利用と再資源化<br>・不法投棄監視体制の強化<br>・環境に関する教育及び学習機会の充実<br>・クリーンエネルギーの利用   |
| (2)安全で安心な水道水の供給<br>・水道施設の整備、更新及び改良<br>・水資源保護の推進<br>・水道事業の健全化   |
| (3)生活排水などの処理<br>・汚水処理事業の推進<br>・接続の推進   |
| (4)公園・緑地の維持<br>・身近な公園の維持<br>・公園・緑地などの維持・管理体制の充実  |
| (5)住宅整備と定住化の推進<br>・町営住宅と定住促進住宅の適正な管理<br>・空き家の適正管理と流通促進<br>・移住と定住の促進  |
| 【施策10】 道路交通体系の整備   |
| (1)効率的・計画的な道路網の整備<br>・国道の補完道路の整備<br>・総合的な道路体系の効率的な整備と見直し   |
| (2)住民と行政の協働による道路維持管理<br>・生活道路の安全性の確保<br>・道路の維持管理の協働体制づくり   |
| (3)計画的な道路・橋梁の保全整備<br>・道路舗装の健全化<br>・長寿命化計画に基づく橋梁の補修整備<br>・定期的な橋梁点検  |
| (4)総合的な公共交通体系の整備<br>・地域公共交通の利便性の向上<br>・サイン(標示)整備   |
| 【施策11】 消防・防災・防犯体制の充実   |
| (1)防災体制の充実<br>・地域防災計画の推進<br>・防災知識の向上<br>・自主防災組織などの充実<br>・防災連携体制の確立<br>・治山・治水対策の推進<br>・情報伝達手段の多重化及び多様化<br>・避難行動要支援者への対策強化<br>・国民保護計画の推進 |
| (2)消防・救急体制の確立<br>・消防団組織の強化<br>・消防水利施設、消防用装備・設備の整備拡充<br>・消防・救急体制の充実   |
| (3)防犯体制の充実<br>・防犯施設整備<br>・地域安全活動の推進<br>・安全な消費生活の充実支援<br>・消費生活相談の充実<br>・青少年の健全育成運動の推進   |
| (4)交通安全対策の充実<br>・交通安全の啓発活動の推進<br>・交通安全施設整備の推進  |

| 基本目標4   |
|---|
| 食と器で人が集まりつながるまち   |
| 産業振興・観光   |
| 【施策12】 商工業の振興   |
| (1)地域産業の振興<br>・陶磁器産業・文化の支援<br>・有田焼創業400年事業の継承<br>・中小企業経営基盤の強化<br>・商業環境の整備・充実<br>・労働者福祉の向上                                       |
| (2)新産業の創出<br>・企業誘致の推進<br>・起業・創業支援事業の推進<br>・産業関連事業の推進<br>・産官学連携による研究開発体制の構築  |
| (3)国際交流を通じた地域振興<br>・姉妹都市交流等による人材育成<br>・情報発信と環境整備  |
| 【施策13】 農林業の振興   |
| (1)高収益農業の振興と農林業生産基盤の充実<br>・農地の効率的な利用・集積<br>・農業環境の維持と保全<br>・高品質で低コストな農産物の生産<br>・産地ブランド化の促進及び地域特産品づくり<br>・農業の6次産業化の促進<br>・森林整備の促進 |
| (2)担い手の確保・育成<br>・意欲ある新規就農者の確保<br>・経営力のある担い手の育成  |
| (3)農業の魅力アップ<br>・地産地消の促進と食育の推進<br>・グリーンツーリズムの推進  |
| 【施策14】 観光の振興  |
| (1)観光資源を活かした魅力づくり<br>・地域資源を活かした観光・交流プログラムの推進<br>・新たな観光コンテンツの開発<br>・広域観光体制の充実  |
| (2)おもてなしを実践する基盤整備<br>・観光おもてなしガイドの育成<br>・土産品の開発<br>・観光基盤施設の整備<br>・2次交通網の整備・推進<br>・宿泊施設の充実<br>・インバウンド観光の推進と環境整備<br>・有田版DMOの導入・推進  |
| (3)効果的な情報発信<br>・有田ファン拡大に向けた情報発信の強化<br>・消費地でのPR強化<br>・観光資源の情報発信  |

## 〈計画の役割〉

- 住民と行政との協働による取組指針 …… 住民に対して、まちの将来像とそれを実現するための施策を示し、その実現に向け住民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わる、住民と行政との協働による取り組みを推進します。
- 施策の展開や事業実施の指針 …………… 行政においては、関係施策や関係部署等との連携など効率的運用や整合性を図り、個別事業計画の指針となります。
- 国や県など関係機関との整合 …………… 国土形成計画や佐賀県総合計画など関係する計画との整合性を保ちます。